

# Cocot

No.32

- \* 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について
- \* 配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度が一部改正されました
- \* パープル・ライトアップを実施しました！
- \* 事業報告「男性の家事・育児参画講座」
- \* センターのご案内
  - ・女性のための相談室
  - ・法律相談

2024年4月から

## 困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律 が施行されました。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、年齢・障害・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化する新法です。

「困難な問題を抱える女性」とは、

- ①生活に困窮している女性
  - ②性的な被害を受けている女性
  - ③身体的精神的DVを受けている女性
  - ④ストーカーによる被害を受けている女性
  - ⑤地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）
- のことを言います。



様々な困難を抱える女性を必要な支援につなげ、切れ目のない支援と自立を促進するために、女性の人権を尊重する社会的気運の醸成を図り、男女平等社会の実現を目指しましょう。

# 配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度が 拡充・厳罰化されました

(R6.4.1~)

保護命令とは被害者からの申し立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度です。保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑または、200万円以下の罰金に処されることになりました。

- 配偶者には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が該当。また離婚前に暴力等を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合は、元①～③も含みます。

## \*保護命令の種類\*

### 1年間 被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の四つの命令は、被害者への接近禁止命令の発令を条件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間

#### 被害者への電話等禁止命令

無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX  
・メール送信等を禁止する命令

1年間

#### 被害者の子への接近禁止命令

\*被害者と同居する未成年の子

被害者の子（\*）の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

1年間

#### 被害者の子への 電話等禁止命令

無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX  
・メール送信等を禁止する命令

1年間

#### 被害者の親族等への 接近禁止命令

被害者の親族等の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

2か月間

### 退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

\*住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

令和6年（2024年）4月1日より

重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大しました。

今回の改正により、配偶者からの身体的暴力または生命に対する脅迫を受けた者以外にも、裁判所に申し立てできる被害者の範囲が一部拡大され、これまで保護命令の対象にならなかったケースでも、生命、心身に対する重大な危害を受けるおそれが大きいと判断された場合、「保護命令制度」の対象になる可能性があります。

\*女性の相談窓口案内\*  
～困ったときは一人で悩まず相談して下さい～

「あなたのミカタ」 <https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>

「あなたのミカタ」は、DVや性暴力といった困難な問題を抱える女性のための厚生労働省が運営する支援ポータルサイトです。さまざまな支援情報や各自治体の無料相談窓口がまとめられており、今支援が必要なあなたの「味方」がみつかります。



高砂警察署生活安全課 079-442-0110

高砂市男女共同参画センター【女性のための相談室】  
(平日9:30~12:00 13:00~17:00)

\*心理カウンセリング等ではありません

079-443-9134

11/12～11/25は女性に対する暴力を  
なくす運動期間です

パープル・ライトアップを実施しました！



配偶者等からの暴力、性暴力、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するため、決して許されるものではありません。

高砂市では女性に対する暴力をなくす運動期間中に、女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープル・リボン」にちなみ、市役所前「TAKASAGO」モニュメント及び「高砂市役所」石碑において「パープル・ライトアップ」を実施しました。

「パープル・ライトアップ」には女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「一人で悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。





# 夫婦の家事シェア10のコツ ～ごきげんな家庭であるために～



家事育児をしながら保育士資格を取得し、父親の子育てを応援する活動として、NPO法人ファザーリング・ジャパン関西で活動を始め、保育園園長も務められた経歴をお持ちの講師を迎えて、講義をして頂きました。

20代から70代までの幅広い世代の男女12名の参加があり、グループディスカッションを交えた講義を通して、各家庭の夫婦の家事シェアについて現状や今後の目標と共に学習をしました。

ある調査によると男性にとって嬉しい相槌は「嬉しい！」（尊敬）でした。一方女性にとって嬉しい相槌は「わかるわ～」（共感）で、男女の間にはコミュニケーションギャップがあります。家事とは「ゼロに戻すこと」+「キープすること」であり、右肩上がりの成果を好む男性が、家事と気楽に向こうには「ヒーローの仕事」と思って取り組むことがおすすめだそうです。夫婦それぞれの得意分野で主担当・副担当を決め、相手に対する要望は感謝の言葉を挟んで伝える「サンドイッチ話法」を意識する等、講師の主夫業を通して実践してきたユーモアたっぷりのアイデアが紹介され、和やかな学びの場となりました。

開催場所：ユーアイ帆っとセンター  
2階交流スペース7  
日 時：令和6年12月1日（日）  
10:00～11:30  
講 師：和田 のりあき氏  
(マジックパパ代表)



## 女性のための相談室 079-443-9134

月曜日～金曜日 9:30～12:00 13:00～17:00

相談は無料、秘密厳守

(面接相談・法律相談は原則高砂市在住または在勤の方が対象です)

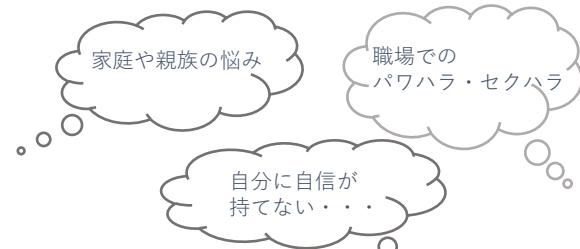
\*心理カウンセリング等ではありません。

### 電話相談（随時）

思いや考えを言葉にしてください。  
どんな相談でも結構です。

### 面接相談（要予約）

カウンセラーと共に問題を整理  
しながら向き合いましょう。



その後法的な視点からの  
アドバイスを希望される方は

etc.



### 法律相談（要予約）

女性弁護士が法的観点から相談に応じます。

第4月曜日13時～16時 (1人30分)

\*第4月曜日が休日の場合は第4水曜日

[発行]

高砂市男女共同参画センター  
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市役所南庁舎4階  
電話 \* 079-443-9133  
FAX \* 079-442-2229  
E-mail \* cocot@city.takasago.lg.jp (令和7年1月発行)